

法律改正に伴う計画書の読み替えについて

地区計画の計画書の内、建築物等の用途の制限の記載事項について、関係法律の改正に伴い以下のとおり読み替えとなります。

●長野東地区地区計画

読み替え前	読み替え後	適用日
「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」	「 <u>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</u> 」	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行により、平成 27 年 6 月 1 日以降適用

●北大阪健康医療都市地区地区計画

読み替え前	読み替え後	適用日
「老人ホーム、保育所その他これらに類するもの」	「 <u>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</u> 」	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行により、平成 27 年 6 月 1 日以降適用
「キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの」	「 <u>キャバレー、料理店その他これらに類するもの</u> 」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行により、平成 28 年 6 月 23 日以降適用
「建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2」	「 <u>建築基準法施行令第 130 条の 9 の 5</u> 」	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）の施行により、平成 30 年 4 月 1 日以降適用